



まもろうネットニュース第24号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和4年10月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）



○登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました！

10月4日（火）に市民会館大ホールにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、74名の事業者・団体、民生・児童委員、町内会関係者のご参加のもと、今年で第6回となる定例会議を開催しました。

1. 令和3年度 登別市消費生活センター事業報告

令和3年度の相談件数は214件と、前年度の237件に比べるとやや減少していますがまだまだ多くの相談が寄せられています。新型コロナウイルスの影響を受け、来庁相談は45件と過去3年間では最も少ない件数になりましたが、電話相談は169件と過去3年において最も多い件数となりました。



2. 消費者被害・見守り活動に関する講演

一般社団法人北海道消費者協会 非常勤講師の棚川 伊知郎氏を講師としてお招きし、「私たちを守る暮らしの中の法律」と題し、高齢者の消費者被害に関する事例の紹介や、消費者契約法・特定商取引法とクーリング・オフの概要、見守り活動・気づきのポイント、消費者トラブルの様々な手口や特徴について、DVDを交えながら講演をいただきました。

講演の中で、消費者トラブルに遭わないための地域社会の役割の一つとして回覧板を活用することが挙げられていました。

当市のまもろうネットワークニュースは市公式ウェブサイトや町内会回覧も行っていますので、今後も引き続き最新の消費者被害に関する情報をお届けしていきたいと考えております。

皆様におかれましては普段の消費生活の中で、少しでも不審に思うことがあれば登別市消費生活センターにご連絡いただければと思います。



消費生活での対応や判断に不安、お困りの場合はお気軽にご相談下さい！契約・取引に関するトラブルのほか、製品事故、多重債務等を受け付けています。登別市役所内：登別市消費生活センター：☎85-3491

※裏面もお読みください

見守り 新鮮情報

介護施設運営会社を名乗る人から「市内に**介護施設**ができ、市内在住者のあなたには**入居権**がある」と電話があった。「必要ない」と断ると「他市に住む女性に**権利**を**譲って**あげてほしい」と言われたので**承諾**した。後日、

弁護士を名乗る人から電話があり「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。**違反金** 600万円支払わないと**逮捕**され拘置所に入ることになる」と言われた。お金を用意したがだまされているのではないか。

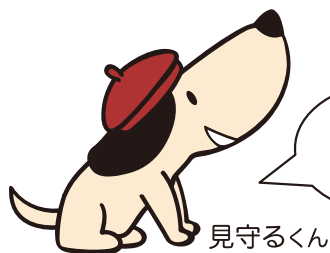
(80歳代 女性)

入居権...?



老人ホームなどの 入居権を譲ってという 電話は詐欺です

ひとこと助言



相手にしないで

- 実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ち掛ける不審な電話がかかってきたという相談が、寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。
- 話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。
- 少しでも疑問や不安を感じた場合には、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。